

議案第7号

日進市子ども医療費支給条例の一部改正について

日進市子ども医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、入院に係る子ども医療費の支給対象者を拡大するため、日進市子ども医療費支給条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 入院に係る医療費の支給について、対象となる子どもの範囲を18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者に拡大する。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市子ども医療費支給条例(平成13年日進市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。</p> <p>2～4 略</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法の被保険者若しくは規則に規定する法令(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもの<u>保護者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども(以下「高校生等」という。)</u>のうち、<u>国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)</u>であるもの若しくは婚姻をしているもの(国民健康保険法による被保険者(世帯主又は組合員を除く。))又は被保険者等の被扶養者に限る。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日進市障害者医療費支給条例(昭和48年日進町条例第22号)又は日進市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和53年日進町条例第14号)により医療費の支給を受けることができる<u>場合は、</u>受給資格者としない。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出生の日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。</p> <p>2～4 略</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法の被保険者<u>又は規則に規定する法令(以下「社会保険各法」という。)</u>による被扶養者である子どもの<u>保護者である者とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>就学児であって</u>日進市障害者医療費支給条例(昭和48年日進町条例第22号)又は日進市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和53年日進町条例第14号)により医療費の支給を受けることができる者の<u>保護者は</u>受給資格者としない。</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定</p>

による医療に関する給付(高校生等にあつては、入院に係るものに限る。)が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、受給者(受給資格者であり、次条の子ども医療費受給者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。

による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、当該子どもの保護者である受給者(前条に規定する受給資格者であり、次条の子ども医療費受給者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の日進市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。